

令和 8 年度日進市教育委員会基本方針

1 基本方針及び目標の位置づけ

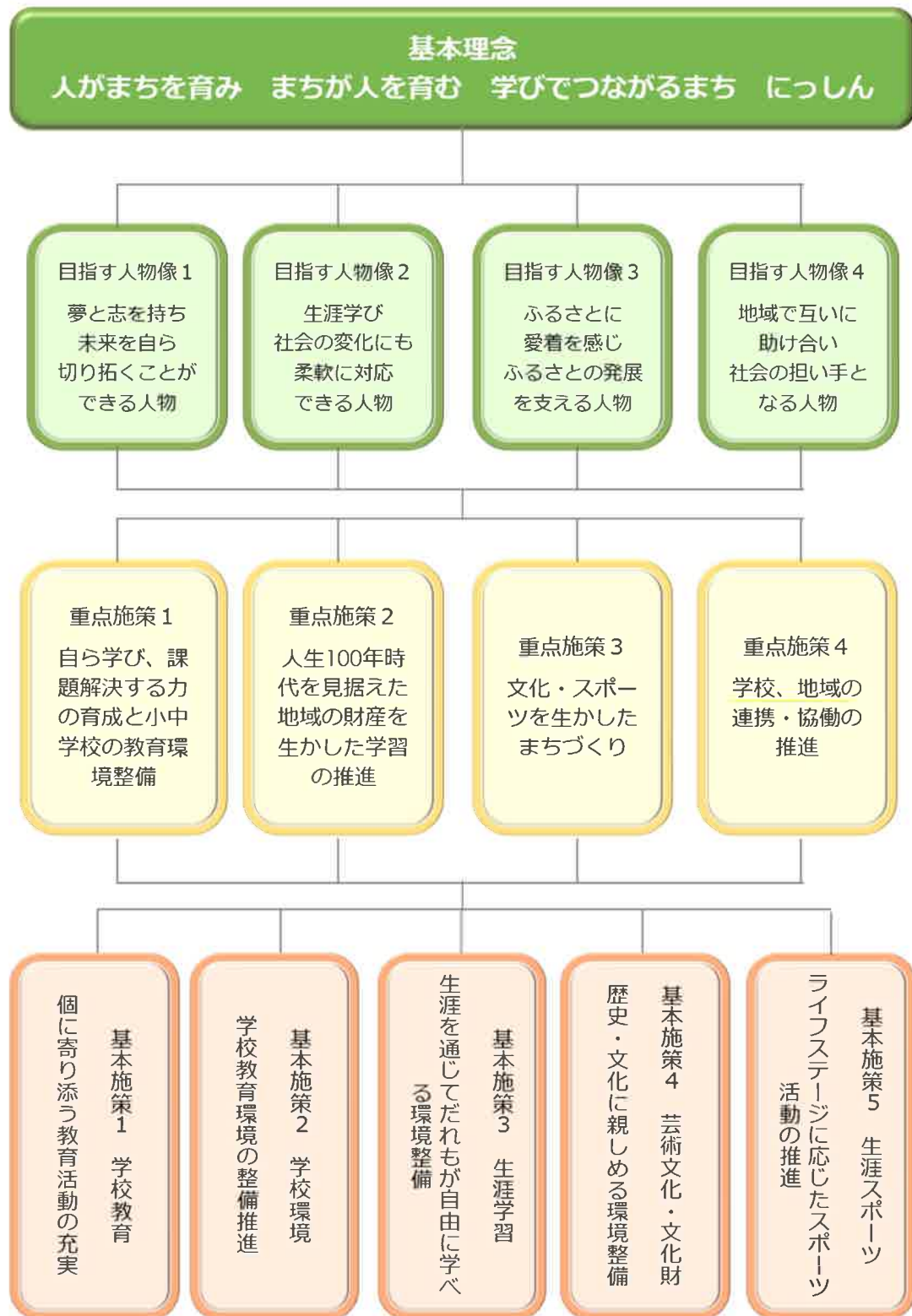
(1) 基本方針及び目標

日進市教育委員会は、令和 3 年度にスタートした「第 2 次日進市教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）にて掲げる基本理念と目指す人物像の実現に向け、教育に関する施策を総合的・計画的に推進します。なお、基本計画は、本市の実情に合わせ、昨今の社会情勢の変化により生じた課題や、求められる力などを踏まえて、令和 7 年度に中間見直しを行いました。

基本計画の推進にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、毎年度、学識経験者の知見も加えながら点検評価を実施し、P D C A サイクルのもと計画の進行管理を図ります。

そのため、日進市教育委員会「基本方針」は、基本計画を踏まえた各所属の指針となる事項として位置付け、基本計画で設定した重点施策や基本施策の各施策に関する当該年度の主な実施予定を「目標」として位置付けることで網羅的に施策を推進することとします。

第2次日進市教育振興基本計画体系



令和8年度 日進市教育委員会 基本方針と目標

〔学習政策課〕

◆基本方針		
教育行政を推進するため、家庭・地域・学校と連携を図るとともに、教育委員会が担う業務を着実に遂行する。また、教育委員会に関する情報の発信を積極的に行うことにより、市民に開かれた教育委員会の実現を目指す。併せて、教育委員会事務局における事業の総合的な調整を行い、総合計画及び教育振興基本計画に基づく学校教育、社会教育等教育行政全般の活動の充実及び効率化を進めていく。また、児童生徒がより良い環境で授業に臨み、安全で安心な学校生活を送ることができるように、小中学校の教育環境の整備を進める。		
◆重点施策の主な事業と実施予定		
重点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備		
事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
部活動の地域展開	これまで長年にわたり学校単位で学校部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動について、子ども、保護者、指導者に寄り添い、地域の実情に応じながら、地域が主体となる地域クラブ活動に展開していきます。	中学校の休日部活動について、実証事業による地域クラブ活動を拡大するとともに、地域の既存団体や指導者、保護者の方々へ協力を依頼し、地域と子どもたちの結びつきを強めた持続的な地域展開を目指します。
重点施策4 学校、地域の連携・協働の推進		
事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
学校運営協議会の運営支援	子どもたちや学校、地域の課題とともに、どのような子どもを育てたいかといった目標を保護者や地域と共有し、学校運営に必要な支援について熟議し課題解決を目指します。	新たに6校で学校運営協議会を本格実施、また、残る5校でモデル事業を実施することで、地域と目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりを進めます。
地域学校協働活動の推進	学校が地域と連携、協働する組織を設置し運営することで、地域全体で学校を支援し子どもたちの成長を支える活動を推進します。	4中学校に地域学校協働本部を設置、地域学校協働活動推進員を配置し、地域と連携しながら学校ごとの学習活動や環境整備を支援します。 また、各校の学校運営協議会との連携を進め、地域全体で学校を支援し、子どもたちの成長を支える環境整備を進めます。
部活動の地域展開	子どもたちが継続してスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、地域のスポーツ及び文化芸術団体など、多様な担い手と学校との連携・協働を推進していきます。	地域クラブ活動の活動場所として学校施設を活用できるよう、学校と情報共有を行い、連携・協働体制を強化してまいります。また、学校施設予約システムを改良し、学校との調整の円滑化を図ります。
◆基本施策の主な事業と実施予定		
個に寄り添う教育活動の充実		
事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
家庭教育推進事業	家庭、地域、学校が協力して地域全体で子どもや若者の育ちを支える取り組みを支援し、各家庭の教育力の向上と地域全体で家庭教育を推進する環境づくりを行います。	9小学校区に組織されている家庭教育推進委員会の活動を支援し、各地域の特性を生かしたイベントの開催などを通して地域の教育力向上を目指します。 また、地域学校協働活動に関する情報を周知し、連携・参加を促します。
地域活動学校開放事業	学校教育に支障のない範囲で、各小学校区の児童生徒や地域住民の地域活動のために学校施設を開放します。	学校体育施設スポーツ開放事業との施設管理体制の連携による効率的な運営に努めます。 また、利用団体に対し、団体登録や利用許可の際に地域学校協働活動に関する情報を周知し、参加を促します。
部活動地域展開事業	地域の実情に応じながら運動・文化活動の地域連携や地域クラブ活動への展開に向けた環境の一体的な整備を進めます。	中学校の休日部活動について、実証事業による地域クラブ活動を拡大するとともに、地域の既存団体や指導者、保護者の方々へ協力を依頼し、地域と子どもたちの結びつきを強めた持続的な地域展開を目指します。

学校教育環境の整備推進		
事業名	事業内容	令和８年度主な実施予定
学校規模及び配置の適正化	児童生徒数や社会状況の変化を見据え、適宜、市内小中学校の規模及び配置の適正化について検討を行います。	市内小中学校の規模及び配置の適正化については、引き続き、人口推計に基づき必要に応じて適正規模等検討委員会を開催して検討します。
学校施設の整備・管理	学校施設や校用備品の経年劣化等に対応し、快適な学習環境を維持するために、計画的に改修、修繕、及び買い替えを行うほか、学校施設の整備を行います。	西小学校の老朽化及び児童数増加による教室不足解消のため、校舎及び体育館の移転改築に向けた各種設計、測量等を実施します。 また、猛暑の時期の熱中症対策として、小学校の体育館及び中学校の武道場に空調設備を設置します。
生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備		
事業名	事業内容	令和８年度主な実施予定
高等学校等修学補助事業	教育の機会均等のため、学ぶ意志のある高校生等に対し、経済的理由により高等学校等の修学が困難な状況にある生徒を対象に、修学に必要な資金を助成します。	支援の必要性が高い低所得世帯の生徒に対し重点的に助成するため、国県の助成制度の拡充や社会動向を踏まえ、給付額等を適宜見直しつつ支援を継続します。

令和 8 年度 日進市教育委員会 基本方針と目標

〔学び支援課〕

◆基本方針

急速に進展するグローバル化やデジタル化、社会構造の変化の中において、すべての人が生涯にわたり主体的に学び続け、自らの可能性を広げ、持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、教育と学びの環境整備を進める。生涯学習 4 Wプランに基づき、個人・家庭・学校・地域・社会が連携・協働し、学習、キャリア教育、文化・スポーツ等の多様な学びを推進するとともに、誰一人取り残されない共生社会の実現を目指す。あわせて、教育DXの推進や関係者間の対話を通じ、学びの質の向上と計画の実効性確保に努める。

◆重点施策の主な事業と実施予定

重点施策 2 人生 100 年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の推進

事業名	事業内容	令和 8 年度主な実施予定
学校外での豊かな学びと体験活動の機会の提供	学校ではできない学びと体験活動事業を実施します。また、市が実施する子ども向け事業の情報をホームページ等でいつでも情報を得ることができるように提供し、学校外での多様な学びと体験活動の機会の充実を図ります。	学校では得られない多様な学びと体験活動の機会を充実させるため、少年少女発明クラブや創意くふう展の開催支援やデジタル技術に触れる体験コンテンツの導入に向けた検討を進めるとともに、子ども向け事業や多様な分野の学習情報を分かりやすく提供し、子どもたちが主体的に学びにアクセスできる環境を整備します。
子ども企画・運営事業の開催	未来をつくる子ども条例の趣旨に則り、子どもたちが企画段階から主体的に取り組み運営することにより、協調性や社会性などの自己形成を高めることのできる事業を実施します。	子どもたちの主体性や協調性、社会性などの自己形成を高めるために、子どもたちが企画段階から主体的に取り組み、運営する事業を実施します。
大学等との連携による講座の開催	連携協力協定を提携している大学等と連携し、人材・資源を活かした専門性の高い講座を開催します。	連携協力協定を提携している大学に加え、官民連携協定を締結している企業の協力を得て、専門性の高い講座を開催します。
市民相互の学びの循環の場の提供	地域人材の発掘と「学ぶ」だけでなく「教える」生きがいを感じることができる場を提供し、市民相互の学びの循環と市民同士の交流の促進により地域の活性化を図ります。	地域人材の発掘と、学んだことを「教える」ことができる場を提供することにより、市民相互の学びや市民同士の交流の促進を図ります。
他部署等との連携による多様な学習情報の提供	市が実施する様々な講座等の情報を情報誌やホームページ等に集約して掲載することで、学びたいときにいつでも情報を得ることができるようにし、学びの機会の充実を図ります。	市が実施する様々な講座や事業の情報を、にしんインフォメーションに加え、PLANやイベントガイドのデジタル化・オンライン化を進め、市ホームページ等と連携して一体的に発信することで、学びたいときにいつでも必要な情報を得られる環境を整備し、市民の学びの機会の充実を図ります。

重点施策 3 文化・スポーツを生かしたまちづくり

事業名	事業内容	令和 8 年度主な実施予定
文化芸術推進の仕組みづくり	市民会館を拠点として文化祭・美術展・民俗芸能発表会・音楽祭等を開催するとともに、文化芸術活動を行う様々な分野の団体が、目的を共有し、連携して活動できるよう支援します。	文化協会をはじめとする団体活動を引き続き支援するとともに、市・指定管理者・団体が連携を図っていきます。
文化芸術のアウトリーチ	学校での音楽アウトリーチ事業など、様々な場面において、地域で気軽に文化芸術に触れ合う機会をつくります。	市内の公共施設で気軽に美術に親しめるよう、まちなかぎゃらリーを開催します。また、子どもの頃から音楽に親しめるよう学校音楽アウトリーチを実施します。
地域のアスリートによるスポーツ推進	地域のアスリートを応援するとともに、地域のアスリートによるイベント等を開催します。	地域のアスリートによるスポーツイベントを開催して、地域アスリートを応援するとともに、スポーツ推進を行います。
スポーツ推進の仕組みづくり	多様化するスポーツニーズに対応するため、スポーツ団体等が目的を共有して連携できる仕組みをつくります。	スポーツ団体等が目的を共有して連携できる仕組みを構築し、地域のスポーツニーズに対応できるようにします。

◆基本施策の主な事業と実施予定

基本施策 1 学校教育 個に寄り添う教育活動の充実

事業名	事業内容	令和 8 年度主な実施予定
社会教育推進事業	市民があらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会を実現するため、学習の機会及び情報の提供により社会教育の振興に努めます。	令和 8 年度末で第 5 次生涯学習 4 W プランの計画期間が終了するため、第 6 次生涯学習 4 W プランの策定を行います。 市民があらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、いつでも情報を得られるように他部署も含めた多様な分野の学習情報を提供するとともに、学習の成果を適切に活かすことのできる機会を提供します。
生涯スポーツ普及事業	本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。	スポーツ協会・レクリエーション協会・にっしんスポーツクラブの活動支援を行い、市のスポーツ振興を推進します。

基本施策 3 生涯学習 生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備

事業名	事業内容	令和 8 年度主な実施予定
社会教育推進事業	市民があらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会を実現するため、学習の機会及び情報の提供により社会教育の振興に努めます。	市民があらゆる機会にあらゆる場所で学習することができるよう、いつでも情報を得られるように他部署も含めた多様な分野の学習情報を提供するとともに、学習の成果を適切に活かすことのできる機会を提供します。
生涯学習講座開催事業	大学、地域、団体等と連携するとともに、専門的知識を有する人材の協力を得て、誰もがいつでもどこでもなんでも学習することができるよう、自発的な学習を支援する講座を開催します。	にっしん市民企画講座、日進市民教室、高齢者を対象とした生涯学習活動、連携協力協定を提携している大学の協力による講座などを開催し、市民のニーズに応じた幅広い分野の学習や活動の機会を提供します。
子どもの学習や体験活動支援事業	大学、企業、地域、団体等の専門的知識を有する人材の協力を得て、子どもの知的好奇心を探究する学習活動や文化芸術、スポーツを含め子どもの体験活動の充実につながる講座等の事業を支援します。	連携協力協定を提携している大学の協力により、専門的な知的好奇心を探究する子ども大学や、企業、や地域、団体等の人材の協力を得て、自己形成を高める考え方や能力を育てる講座などを行います。また、文化芸術、スポーツなどを含め子どもの体験活動の充実につながる講座等の事業を実施します。
文化施設管理運営及び維持管理事業	市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房等の生涯学習の拠点となる文化施設について、利用状況とニーズを踏まえ、老朽化対策を含め適切な施設の維持管理と環境の整備を進めます。	指定管理者制度により適切な施設の維持管理と環境整備を行い、市民が生涯学習や文化芸術に親しめるよう講座や事業の企画運営を行います。また小学校で不要となった金管楽器について、会館内の事業等において再利用できるよう整備します。

基本施策 4 芸術文化・文化財 歴史・文化に親しめる環境整備

事業名	事業内容	令和 8 年度主な実施予定
文化推進事業	多種多様な文化芸術体験を発信する場及び文化芸術に触れる場を提供し、文化活動団体の支援を行うことで、市の有する文化芸術の維持、継承、発展を目指します。	文化祭・美術展・民俗芸能発表会・音結祭・ヤングフェスタなどを開催し、文化協会、民俗芸能連合会、その他文化芸術活動団体の活動を支援します。
文化財保護活用事業	市民が地域固有の歴史や郷土に対する誇りや愛着を持てるよう、市内各地域の文化財及び歴史的建造物である旧市川家住宅や岩崎城歴史記念館を周知及び活用し歴史に触れる機会を提供します。	日進生誕 120 周年にあわせて、文化財や歴史資料を後世に伝えるために寄贈を受けた収蔵物を老朽化の進む明治記念館から旧むつみ会館へ移設します。

基本施策5 生涯スポーツ ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
スポーツ大会開催事業	スポーツ大会や講座等を実施し、子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツに親しめるような環境づくりを進めます。	イベントや体験会などを開催して、誰もが気軽にスポーツに親しめる環境を提供します。 令和8年9月から10月にかけて開催される、アジア競技大会（愛知県口論義運動公園がクリケット競技の会場）に向けた事業を展開します。
生涯学習スポーツ普及事業	子どもたちが多種多様なスポーツに興味を持てるようトップレベルの選手から直接指導を受けることのできる機会の創出や多様化するスポーツニーズに対応できる環境づくりを進めます。	大学や企業と連携して小学生向けのスポーツアウトリーチ事業やスポーツ体験会を実施します。また、トップアスリートによるスポーツ教室等を行うなど、様々なアプローチによるスポーツ推進を進めていきます。
生涯スポーツ普及事業	本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。	スポーツ協会・レクリエーション協会・にっしんスポーツクラブの活動支援を行い、市のスポーツ振興を推進します。
スポーツ施設管理運営事業	指定管理者制度により、効率的な施設管理・運営を行い市民サービスの向上に努めます。また、総合運動公園など各スポーツ施設の従来の特徴を活かしつつ、より幅広い世代に親しまれるような魅力的な施設となるよう整備を図ります。	指定管理者制度により、適切な施設の維持管理を行います。市民がスポーツやデジタコンテンツを用いたスポーツなどに親しむ講座や事業の企画運営を行います。 また、令和9年度からのスポーツ3施設の指定管理者の選定を実施します。
スポーツ施設維持管理事業	老朽化がみられる施設について、順次適切に改修工事や備品購入を行います。	スポーツ施設の保守点検結果などをもとに、計画的に順次適切に改修工事や備品購入を行います
学校体育施設スポーツ開放事業	学校施設を活用して、地域に根差したスポーツ振興を図ります。	学校を核としたスポーツ振興の一環となるよう、登録団体に、適切な施設利用と市のスポーツ振興への協力を促します。

令和8年度 日進市教育委員会 基本方針と目標

〔図書館〕

◆基本方針

「誰もが知る自由が保障され、いつでも利用できる図書館」「いつでも生活する上で必要な情報が得られる図書館」として、幼児から高齢者まで、誰もが本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体^{（体）}の健康と共に心の豊かさを育み、親しみやすい『生活の中に開かれた図書館』を目指す。

特に、子どもたち自身が読書習慣を身につけ、広い知識と豊かな情操を得て健全に育つよう『第2次日進市子ども読書活動推進計画』を遂行する。

◆重点施策の主な事業と実施予定

重点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備

事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
学校と図書館との連携	市立図書館と小中学校図書館のシステム連携により実現した、学習用タブレットからの図書館蔵書検索やデジタル図書の貸出を進め、ICT環境を活用した読書活動や学習活動を継続して推進します。 また、配本・レファレンス・相互貸借のサービス等を提供し読書支援、学習支援の充実を図ります。	学校図書館と市立図書館のシステム連携による成果の一つである学校電子図書館の活用をさらに推進し、調べ学習等、主体的に学ぶ力の向上につながるような電子書籍の提供を継続します。 学校図書館運営補助員との情報交換や研修を継続して実施します。市立図書館と学校図書館を繋ぐネットワークシステムを活用した図書資料書誌データの共有、各学校への配本、レファレンスの充実を図り、学習支援・読書支援を継続実施します。

◆基本施策の主な事業と実施予定

基本施策3 生涯学習 生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備

事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
レファレンス・サービス事業	利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助けます。	蔵書構成を見直し利用の多い分野を充実させ、利用者の求めに沿った情報が提供できるよう努めます。レファレンスサービスのさらなる周知や、図書館員や司書間での情報共有を密に行いレファレンス知識の習得と技術の向上を図ります。
配本事業	福社会館・保育園や学校、又は民間を含む各施設への配本・回収を行います。図書館への来館が困難な身体障害者手帳等の交付を受けている市内在住の方へ郵送又は宅配による貸出サービスの充足に努めます。	福社会館・保育園等への配本・回収を継続実施します。 図書館への来館が困難な市内に在住する身体障害者手帳（視覚障害1～6級等）の交付を受けている方への郵送又は宅配による貸出サービスの充足に努めます。
図書ネットワーク事業	市の各部署が実施する事業で図書館の積極的な利用を促すとともに、広域ネットワークの推進のため、近隣図書館、小中学校、高校、大学、企業等との連携を行います。 また、図書館ボランティアの参加促進を行い、継続性のあるボランティア活動の推進を行います。	図書館の蔵書と会議室等の施設を最大限に活かせるよう、利用者支援を行います。特に市内小中学校図書館とは、オンライン会議システムを利用して定期的な情報交換を継続します。 また、図書館ボランティアを育成し、ボランティア同士の交流会の実施、学校等への読み聞かせボランティア派遣を継続して行います。

令和 8 年度 日進市教育委員会 基本方針と目標

〔学校教育課〕

◆基本方針

目まぐるしく変化する社会において、一人ひとりが自ら学び、課題を解決する力を養うため、時代に合わせた適切な義務教育を提供し、子どもたちそれぞれの個性や生活環境の違いなど、一人ひとりに合った教育機会の確保に努め、自己の可能性を伸ばす力を育む。

また、教育相談体制を整え、児童生徒への理解に基づき、個々が抱える不安や悩み、問題などに適切に対応したり、保護者の思いに寄り添い適切に支援する。

◆重点施策の主な事業と実施予定

重点施策 1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備

事業名	事業内容	令和 8 年度主な実施予定
教育指導体制の充実	補助教員等の配置により、個に応じたきめ細やかな指導を行い、児童生徒の確かな学力や健やかな心身の育成を図ります。	引き続き、市費指導主事 1 名を含む指導主事 3 名で市の教育課題に対応します。 また、学習指導講師をはじめとする会計年度任用職員を小中学校に配置することで指導体制を充実させるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研修の実施を通じて教員の指導力向上を図ります。
相談体制の充実	専門性の高いスクールソーシャルワーカー等の配置により、各機関と学校の連携を進め、相談体制の充実を図ります。 児童生徒が抱える様々な問題や悩みに寄り添い、不登校の未然防止に努めます。	学校の課題に対応した継続的・組織的な支援のため、スクールソーシャルワーカーを各中学校区（小中学校）に 1 名、学校教育課に 1 名配置し、こども家庭室との連携を継続して進めます。 また、重層的支援体制整備の一環として、引き続きスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを任期付職員として配置し、福祉部局を含め市内全体での相談体制の強化を図ります。
	教室に居づらい児童生徒の居場所をつくるため、校内ハートフレンドを市内 4 中学校に設置します。利用状況をもとに、よりよい支援体制の整備を進めます。	教員経験のある任期付職員を指導員として各中学校の校内ハートフレンドに配置し、個々に寄り添った支援を実施します。
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援と学習の機会を得ることができるよう、学校支援体制を整え教育環境を整備します。切れ目のない支援を目指し、幼稚園・保育所等と小中学校との連携を深め、関係機関との連携を強化します。	学校教育課学校支援室の特別教育指導員を中心に、特別支援学級講師及び学級支援介助員の継続的な配置により指導体制を充実させるとともに、校外学習の実施を支える人材を確保します。 幼・保・小連絡会を開催し、継続的な連携体制を維持します。
子どもの学びや教員を支える ICT 環境の充実	1 人 1 台タブレット端末の整備を始め、ネットワーク環境の整備、遠隔・オンライン教育に適合した ICT 環境の実現や研修の実施等により、教員の指導力向上を図り、児童生徒がすべての教科で ICT を活用した学習を行うことで情報活用能力を育成します。	1 人 1 台タブレット端末について、授業や持ち帰りでの活用を引き続き推進するとともに、学級会や学級経営での活用を図り、学級力向上教材や WEBQU、クレペリン検査の利用による学級支援を継続します。
学校と学校給食センターとの連携	教員の業務負担の軽減に向けて文部科学省が推進している、公会計制度（学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる）の検討を進めると同時に、各学校と給食数管理の共有を図ります。	小中学校給食費等口座振替システムを利用しての徴収業務を引き続き実施しながら、学校納付金（学用品費、校外活動費等）の公会計化の検討を進めます。
学校と図書館との連携	市立図書館と小中学校図書室のシステム連携により実現した、学習用タブレットからの図書館蔵書検索やデジタル図書の貸出を進め、ICT 環境を活用した読書活動や学習活動を継続して推進します。 また、配本・レファレンス・相互貸借のサービス等を提供し読書支援、学習支援の充実を図ります。	市立図書館と小中学校図書館のシステム連携により実現した児童生徒用タブレットからの図書館の蔵書検索やデジタル図書の貸出を進め、ICT 環境を活用した読書や学習活動を継続して推進します。

重点施策4 学校を核とした地域づくり

事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
地域学校協働本部の運営	学校が地域と連携、協働する組織を設置し運営することで、地域全体で学校を支援し子どもたちの成長を支える活動を推進します。	地域学校協働本部の活動を支援します。

◆基本施策の主な事業と実施予定

基本施策1 学校教育 個に寄り添う教育活動の充実

事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
教育指導体制の充実	児童生徒の学習を支援し、個に応じたきめ細やかな指導を行うために、補助教員を配置します。	引き続き学校教育課に市費指導主事を1名配置し、学習指導講師をはじめとする会計年度任用職員を小中学校に配置します。
相談体制の充実	児童生徒、保護者、教員を支援するため、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員等の配置、外部機関と連携した相談体制を継続します。 また、学校や教室になじめない状態にある児童生徒の居場所をつくるため、市内4中学校に校内ハートフレンドを設置し、学校への復帰や精神的・社会的自立に向けた登校支援を実施します。	スクールソーシャルワーカーを各中学校区（小中学校）に1名、学校教育課に1名配置し、こども家庭室との連携を進めます。また、引き続きスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを任期付職員として配置し、相談体制の強化を図ります。 心の教室相談員を分校を含む5中学校に継続して配置し、外部の相談機関やカウンセラー等と連携した相談体制を継続します。 教員経験のある任期付職員を各校内ハートフレンドに指導員を配置し、個々に寄り添った登校支援を継続します。
教育支援センター事業	学校に行きづらい児童生徒が抱える様々な悩みや問題に対し、それぞれにあった解決方法を探すため、保護者を含めた支援を実施します。 また、教員経験のある職員を指導員として配置し、児童生徒に寄り添った支援を継続します。	教員経験のある任期付職員を含む4名を指導員として配置し、児童生徒に寄り添った支援を継続します。 これに加え、教育版マイクラフトやロボット型端末、1人1台タブレットを活用しながら、個々の状況に応じた支援を行います。
子どもの気持ちや考えを伝える場づくり	子どもたちが教育行政へ意見表明する機会を提供します。子どもたちが、自主的に計画・役割分担し、実践に向けた取組が教育行政へ反映されることにより、子どもの成長を促し、学校内の自治組織の醸成化を図ります。	令和7年度に引き続き、小・中学校提案型研修事業を実施し、「主体性」、「実行力」、「社会とつながる力」を育む機会を提供します。 また、生徒会や児童会の果たす役割を重視し、子どもたちが学校の運営や教育に主体的に関われるような「校内自治」の環境整備を進めます。
相談機関の連携体制の構築	学校教育課にスクールソーシャルワーカーを配置し、こども家庭室との情報共有、連携体制を維持します。また、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーの配置により、福祉部局との連携強化を図ります。	学校教育課にスクールソーシャルワーカーを配置することで、こども家庭室との情報共有や連携の体制を維持します。 また、重層的支援体制整備の一環として、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを継続して配置し、福祉部局との更なる連携強化を図ります。
幼保小連携事業	幼児が継続的に教育的支援を受けることができるよう幼稚園、保育園から小学校へ就学する際に、指導記録に基づき、学校と連携を図るための幼・保・小連絡会を開催します。	幼・保・小連絡会を開催し、継続的な連携を体制を維持します。
地域学校連携事業	部活動をはじめとする学校の諸活動を支援するため、学校教育支援学生サポーター等の配置や部活動に係る費用の補助を行います。	学生サポーターの配置を継続します。

基本施策2 学校環境 学校教育環境の整備推進		
事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
学校施設の整備・管理	学校施設や校用備品の経年劣化等に対応し、快適な学習環境を維持するために、計画的に改修、修繕、及び買い替えを行います。また「新しい生活様式」を踏まえた学校施設の整備を行います。	西小学校の移転に向けた設計・測量などを進め、新たな学習環境の整備に備えます。計画的な大規模改修については引き続き修繕予算枠事業として進めていきます。漏水等緊急的なトラブルも対応できるよう財産運営課との連携を進めます。
ICT環境整備事業	ICT機器を活用し、情報収集や整理、比較等、自ら考えて課題解決する学びの授業を行うことができるよう、タブレット端末やネットワークの整備を行います。 また、学校における働き方改革、処遇改善を進めるため、教職員の事務や作業の効率化と負担軽減を図り、児童生徒一人ひとりに向き合う時間の確保を目指して、学校におけるICT環境を整備します。	デジタルとアナログの最適な共存を図り、児童生徒・教職員に配備したタブレットやネットワーク環境が学校教育の場での更なる活用に資するよう、配備したICT機器等を安心して使用できる状態を維持するとともに、機器の更新や保守管理を適切に行います。
小・中学校運営事業	児童生徒が適切な義務教育を受けることができるように、必要な教科書を始めとした教材の整備、衛生管理等を行います。	デジタル教材の活用やWEBQUの活用など、時代に合わせた適切な義務教育を提供します。
通学路安全事業	児童生徒の登下校の安全を確保するため、交通指導員を配置し、PTAや交通安全ボランティアとの連携を進めます。 また、通学路交通安全プログラム等を通じて通学路環境の整備を行います。	交通指導員を継続して配置します。通学路交通安全プログラムに基づき、日進西中学校区（西小学校区・赤池小学校区）及び日進北中学校区（香久山小学校区・竹の山小学校区）の通学路整備を行います。 登下校時の更なる安全確保のため、各小学校に通学指導ボランティア支援補助金を支給します。
基本施策3 生涯学習 生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備		
事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
就学援助事業	経済的な理由により、給食費・学用品費等の学習に必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、必要な援助を行います。	経済的に困窮している世帯を支援するため、就学援助事業を継続します。 要・準要保護世帯における不登校児童生徒の学習機会を確保するため、引き続き、就学援助費の費目として「学習機会確保費」を支給します。

令和8年度 日進市教育委員会 基本方針と目標

〔学校給食センター〕

◆基本方針

共同調理場方式による学校給食事業を継続し、安全でおいしい給食を提供することで児童生徒の心身の健全な発達と学校における食育の推進を図る。

◆重点施策の主な事業と実施予定

重点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備

事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
学校と学校給食センターとの連携	教員の業務負担の軽減に向けて文部科学省が推進している、公会計制度（学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる）の検討を進めると同時に、各学校と給食数管理の共有を図ります。	引き続き、食数管理システムを活用することで、より効率的な給食の発注と給食費の管理を進めます。

◆基本施策の主な事業と実施予定

基本施策1 学校教育 個に寄り添う教育活動の充実

事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
学校給食調理事業	共同調理場方式により、児童生徒に安全でおいしい給食を提供します。	給食のテーマを「世界の料理を味わおう」に設定し、世界各国のおいしい料理を提供します。また、引き続き、全国の人気メニューなどを取り入れた「ニッシー給食」や献立コンクールの優秀賞を献立に再現するなど子どもたちがわくわくする給食、子どもたちが主体的に関わる給食を実施します。 地元産農産物の使用を進め、安心・安全・新鮮な食材により、毎日おいしい給食を提供します。また、カラーイラスト付きの献立カレンダーにより、給食を「見える化」することで、さらに子どもたちの給食への関心を高めます。

基本施策2 学校環境 学校教育環境の整備推進

事業名	事業内容	令和8年度主な実施予定
給食センター（施設設備維持管理事業）	学校給食センターの施設、設備の適切な維持管理、修繕を行います。また、児童生徒数の変化や施設、設備の経年劣化等に対し、厨房の調理機器の計画的な修繕、更新等を行います。	定期的な点検や改修による予防保全に努めるとともに、厨房機器等について計画的に修繕、更新等を行い、合わせて機能的な改善も図ります。